川崎市子育て短期利用事業実施要綱

平成 16 年４月１日市長決裁（15 川健児第 1903 号）

（趣　旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第３項に規定する子育て短期支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（事業目的）

第２条　この事業は、保護者の疾病・冠婚葬祭その他の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行い、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

２　事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）宿泊にて養育を行うショートステイ事業

（２）日中の養育を行うデイステイ事業

（実施主体）

第３条　事業の実施主体は、川崎市とする。

（対象者）

第４条　事業の対象となる者（以下「児童」という。）は、本市に住所を有し、事業の利用を希望する年度において、原則として、満１２歳までの者とする。ただし、次の各号に掲げる者は、事業の対象としない。

（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）等法令に基づいて、医療機関に収容されるべき者

（２）前号に掲げるもののほか、医師から疾病のため医療機関で医療を受ける必要があると認められる者

（３）その他市長が第６条に規定する実施施設において養育することが困難であると認められる者

（利用の要件）

第５条　事業の利用の要件は、児童の保護者が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合とする。

（１）疾病

（２）育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体的又は精神的事由

（３）出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由

（４）冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由

（５）その他市長が特に必要があると認めた事由

（実施施設）

第６条　事業は、あらかじめ市長と事業の委託契約を締結した児童福祉施設等（以下「実施施設」という。）で実施するものとする。

（利用期間）

第７条　利用期間は、７日以内とする。ただし、実施施設が必要であると認めたときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

（利用申込等）

第８条　保護者は、事業を利用するときは、子育て短期利用事業申込書（新規・変更）（様式第１－１号）及び健康診断書を実施施設に提出しなければならない。なお、別表第１の保護者区分に規定する生活保護世帯及び市県民税非課世帯等に該当する場合は、そのことを明らかにする書類を添えるものとする。

２　実施施設は、前項の規定による申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、子育て短期利用事業の利用の可否を判断し、子育て短期利用（承諾・不承諾）通知書（様式第２号）を発行するものとする。

３　保護者は、事業の利用の内容を変更しようとするときは、子育て短期利用事業申込書（新規・更新）を実施施設に提出しなければならない。なお、利用内容の変更に関する申請を受けた場合の実施施設の手続きは、前項の規定を準用する。

４　第１項及び第３項に規定する申請の提出は、特に緊急を要すると認められる場合は、事後であっても差し支えないものとする。

５　保護者は、利用に際しては、実施施設に児童の健康状態、その他養育上必要な事項について、説明を行わなければならない。また、実施施設は、児童の状況を充分把握のうえ、安全かつ適切な養育に努めなければならない。

（児童の移送）

第９条　実施施設への児童の移送は、原則として、その保護者が行うものとする。ただし、保護者が希望する場合であって、保護者の心身の状態から、保護者が児童を移送することが困難である場合等、実施施設が必要であると認めた場合は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、実施施設の職員が移送を実施することができる。

２　保護者は、移送を利用する場合は、子育て短期利用事業移送利用申込書兼同意書（様式第１－２号）を実施施設に提出しなければならない。

３　保護者は、移送の利用を変更しようとするときは、子育て短期利用事業移送利用申込書兼同意書を実施施設に提出しなければならない。なお、利用内容の変更に関する申請を受けた場合の実施施設の手続きは、前項の規定を準用する。

（養育の内容）

第１０条　実施施設は、児童に対する食事の提供、児童の身の回りの世話、その他児童を養育す

るに当たり特に必要となることを行い、当該児童の健全な発育を保障し、また、その増進に努めるものとする。

（利用の制限）

第１１条　実施施設は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、施設の利用を拒否又は承諾を取消すことができる。

（１）児童が健康診断により「所見あり」と認められたとき

（２）児童が感染症の疾患を有するとき

（３）児童が極度の多動性等を有し、集団生活に適さないとき

（４）児童が専門的な看護、介護を必要とするとき

（５）児童が児童福祉施設等へ入所措置されるとき

（６）第５条各号に規定する利用の要件に該当しなくなったとき

（７）虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けたとき

（８）前各号に掲げるもののほか、実施施設が施設の利用を不適当と認めたとき

２　実施施設は、定員を超える場合のほか、施設管理上支障があるときは、施設の利用を拒むことができる。

（利用料等）

第１２条　保護者は、別表第１に掲げる利用料及び利用期間中に実施施設がやむを得ず支払った児童に係る医療費等の経費の実費分を負担するものとする。

（終了報告及び委託料の請求）

第１３条　実施施設は、利用期間が終了したときは、子育て短期利用終了報告書（様式第３－１号）、子育て短期移送利用報告書(様式第３－２号)、子育て短期利用事業委託料請求内訳書（様式第４号)、利用料の領収書の写し等を添付の上、市長に請求するものとする。

（委託料の支払）

第１４条　市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、別表第２に掲げる委託料を支払うものとする。

（帳簿の備付）

第１５条　実施施設は、関係書類を整備し、保存するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

（１）入所中の児童の生活状況を明らかにした記録

（２）入所に係る収入及び支出を明らかにした記録

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年６月４日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附　則

この要綱は、令和４年１０月２５日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する

別表第１（第８条、第１２条関係）

子育て短期利用事業　保護者利用料　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日額）

<table>
<tr><th rowspan="3">年齢区分</th><th rowspan="3">事業名</th><th rowspan="3">単位</th><th rowspan="3">保護者の区分</th><th colspan="4">養育に係る費用
保護者負担額</th></tr>
<tr><th rowspan="2">１人利用</th><th colspan="2">きょうだい利用
（２人目）</th><th rowspan="2">きょうだい利用
（３人目以降）</th></tr>
<tr><th>多胎児</th><th>多胎児以外</th></tr>
<tr><td rowspan="6">２歳未満児・慢性疾患児</td><td rowspan="3">ショートステイ事業／デイステイ事業（全日）</td><td rowspan="3">１日</td><td>生活保護世帯</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>市県民税
非課税世帯</td><td>900円</td><td>0円</td><td>450円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>その他の世帯</td><td>4,300円</td><td>0円</td><td>2,150円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">デイステイ事業（半日）</td><td rowspan="3">半日</td><td>生活保護世帯</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>市県民税
非課税世帯</td><td>450円</td><td>0円</td><td>220円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>その他の世帯</td><td>2,150円</td><td>0円</td><td>1,070円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">２歳以上</td><td rowspan="3">ショートステイ事業／デイステイ事業（全日）</td><td rowspan="3">１日</td><td>生活保護世帯</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>市県民税
非課税世帯</td><td>500円</td><td>0円</td><td>250円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>その他の世帯</td><td>2,350円</td><td>0円</td><td>1,170円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">デイステイ事業（半日）</td><td rowspan="3">半日</td><td>生活保護世帯</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>市県民税
非課税世帯</td><td>250円</td><td>0円</td><td>120円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>その他の世帯</td><td>1,170円</td><td>0円</td><td>580円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>共通</td><td>移送費</td><td>１日</td><td>―</td><td colspan="4">0円</td></tr>
</table>

備考

（１）生活保護世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市県民税非課税世帯に該当する場合を含む。

（２）市県民税非課税世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯及び養育者家庭を含む。ただし、（１）として取り扱われる世帯を除く。

（３）児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。

（４）児童の入退所は、乳児院は午前９時から午後５時、児童養護施設は午前９時から午後６時までの間とする。

（５）デイステイ（日中一時）の半日利用については、乳児院においては、午前９時から午後１時まで、及び午後１時から午後５時、児童養護施設においては、午前９時から午後１時まで、及び午後１時から午後６時までの間とする。

（６）移送費について、ショートステイ利用期間内に複数回移送を行った場合は、移送を行うごとに児童１人あたり１件として計上する。ただし、実施施設と学校等、同日に往復で行った場合、１件として計上し、ショートステイ利用時に居宅と実施施設へ往復で行った場合は、別日に１件ずつとして計上する。

別表第２（第１４条関係）

子育て短期利用事業　委託料　（日額）

年齢区分	事業名	単位	保護者の区分	養育に係る費用 本市負担額			
				１人利用	きょうだい利用 （２人目）		きょうだい利用 （３人目以降）
					多胎児	多胎児以外	
２歳未満児・慢性疾患児	ショートステイ事業／デイステイ事業（全日）	１日	生活保護世帯	8,650円	8,650円	8,650円	8,650円
			市県民税 非課税世帯	7,750円	8,650円	8,200円	8,650円
			その他の世帯	4,350円	8,650円	6,500円	8,650円
	デイステイ事業（半日）	半日	生活保護世帯	8,650円	8,650円	8,650円	8,650円
			市県民税 非課税世帯	8,200円	8,650円	8,430円	8,650円
			その他の世帯	6,500円	8,650円	7,580円	8,650円
２歳以上	ショートステイ事業／デイステイ事業（全日）	１日	生活保護世帯	4,740円	4,740円	4,740円	4,740円
			市県民税 非課税世帯	4,240円	4,740円	4,490円	4,740円
			その他の世帯	2,390円	4,740円	3,570円	4,740円
	デイステイ事業（半日）	半日	生活保護世帯	4,740円	4,740円	4,740円	4,740円
			市県民税 非課税世帯	4,490円	4,740円	4,620円	4,740円
			その他の世帯	3,570円	4,740円	4,160円	4,740円
共通	移送費	１日	—	1,860円			

備考

（１）生活保護世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で、市県民税非課税世帯に該当する場合を含む。

（２）市県民税非課税世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯及び養育者家庭を含む。ただし、（１）として取り扱われる世帯を除く。

（３）児童の年齢の基準日は、利用開始日とする。

（４）児童の入退所は、乳児院は午前９時から午後５時、児童養護施設は午前９時から午後６時までの間とする。

（５）デイステイ（日中一時）の半日利用については、乳児院においては、午前９時から午後１時まで、及び午後１時から午後５時、児童養護施設においては、午前９時から午後１時まで、及び午後１時から午後６時までの間とする。

（６）移送費について、ショートステイ利用期間内に複数回移送を行った場合は、移送を行うごとに児童１人あたり１件として計上する。ただし、実施施設と学校等、同日に往復で行った場合、１件として計上し、ショートステイ利用時に居宅と実施施設へ往復で行った場合は、別日に１件ずつとして計上する。